

○浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱

平成18年4月1日

告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、市民が主体的に参画して行うまちづくり事業を実施する者に対して、その事業に要する費用の一部を補助することにより、市民活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりを推進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成17年浜田市規則第56号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に所在する団体(政治団体又は宗教団体を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上で構成される団体
- (2) 構成員の半数以上が市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成される団体
- (3) 次条に掲げる事業を主体的に実施する団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市内において実施する次に掲げる事業であって、市民協働のまちづくりとしての波及効果が期待できるものとする。ただし、営利を目的とするもの又は経常的に行うものは、対象としないものとする。

- (1) 社会貢献に関する事業
 - ア 地域福祉の増進を図る事業
 - イ 環境保全の推進を図る事業
 - ウ 地域資源の活用を図る事業
 - エ 国際交流の推進を図る事業
 - オ その他市長が適当と認める事業
- (2) 人材育成に関する事業
 - ア 地域リーダーの育成を図る事業
 - イ 青少年の健全育成を図る事業
 - ウ 男女共同参画の推進を図る事業
 - エ その他市長が適当と認める事業
- (3) 芸術文化の振興に関する事業
 - ア 芸術文化活動の推進を図る事業
 - イ 歴史、文化財等の調査・研究に関する事業
 - ウ 歴史、文化財等の保存・活用に関する事業

エ その他市長が適当と認める事業

(平21告示46・一部改正)

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、事業に要する経費(他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の額を除く。)の2分の1以内の額(補助金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1補助事業者当たり20万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(平19告示42・一部改正)

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(暫定施行告示の廃止)

2 浜田市共創のまちづくり事業補助金交付要綱(平成14年浜田市告示第84号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日告示第42号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日告示第46号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱(以下「旧告示」という。)の規定によ

り交付決定を受けた補助金に係る補助対象事業のうち、旧告示第3条第2項の規定の適用を受けるものについては、旧告示は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成29年3月10日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。